

箕面ビジターセンター企画運営業務 仕様書

1. 総 則

本業務は、契約書、設計書、本仕様書に従い実施する。

2. 目 的

箕面ビジターセンターは、明治の森箕面国定公園（以下「明治の森」という。）の利用拠点として、明治の森の地形、地質、動物、植物等の自然環境及び歴史、文化、さらに、安全に利用するための利用情報等に関し公園利用者が容易に理解できるよう、展示や自然解説及び利用案内を行う博物展示施設として、大阪府が設置した施設である。

明治の森は、都市近郊にありながら約 1,100 種の植物、3,000 種の昆虫を数えるなど「自然の宝庫」であり、紅葉と滝の景勝地である箕面公園とその周辺の森林を合わせた 963ha の地域である。

箕面ビジターセンターでは、展示室や図書室の利用、各種情報の掲示、ハイキング利用の案内や自然解説活動、季節時期に応じた情報の収集及び提供、多様な利用に関するマナー啓発といった業務を行っている。

本業務は、府民ニーズを的確に捉え、かつ、情報交換や交流の場としての施設機能をより高度に発揮させるために民間事業者等の知識やノウハウ等を活用した企画提案による運営業務の効果的・効率的な実施を目的とする。

特に、今回の公募にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大下において、これまで継続して充実を図ってきた体験型展示や学習プログラムを始めとする業務と感染症拡大防止対策を両立させるといふ、発想の転換が求められており、直接接触が制限される中での同センターの機能の充実と利用者の満足度の向上、更には実際に箕面の山へ行って自然を体感したいと思わせる取組の提案を期待するものである。

○ 企画運営業務に求められるもの

1. 明治の森内で活動する各機関及び地域活動団体等との連携による自然解説業務の展開
2. 明治の森内で活動する各機関及び地域活動団体等の情報交換や交流の場としての施設機能の発揮
3. 季節、時期を的確に捉えた情報の提供
4. 体験型展示等に対するニーズの高まりへの対応
5. 環境学習プログラムや森林ボランティア活動、森林浴等の多様な利用や活動に対する支援
6. 1～5の取組全てについて、新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策の徹底及び感染防止対策を反映した事業の展開

3. 契約期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

4. 委託金額の上限

- (1) 12,995,400 円(税込)

各年度における上限額は下記のとおりとする。

令和3年度 2,165,900 円

令和4年度 4,331,800 円

令和5年度 4,331,800 円

令和6年度 2,165,900 円

- (2) 条件等

- ① 仕様書において件数や回数などで記載した実績や想定の数値は、提案において参考とするためのものであり、想定を上回る実績が生じたとしても、契約金額の増額は行わない。
- ② 令和4年度以降の大阪府の歳出予算において、当該業務に係る予算が減額又は削除されたときは、委託料を減額又は契約を解除することがある。

5. 履行場所

- (1) 対象施設 箕面ビジターセンター
- (2) 所在地 大阪府箕面市箕面地内

6. 提案にあたっての共通事項

提案にあたっては、次の各事項を十分踏まえること。

- (1) 業務遂行にあたって、明治の森に関連する各機関及び地域活動団体等と緊密な連携によることが重要であることを踏まえ、当該団体等との連携について、できる限り具体的な内容を盛り込むこと。
なお、参考として地域活動団体等を別紙1により例示する。
- (2) 委託業務全般を効果的・効率的に実施するための組織体制について、できる限り具体的に提案すること。特に、受注者が複数のものからなる場合においては、役割や責任分担があいまいとならないための方策を盛り込むこと。
- (3) 業務対象施設敷地は、非営利活動用地としての契約(貸借地)となっているため、営利を伴う提案内容は認められない。

7. 各業務の具体的内容及び提案を求める事項

以下に掲げる各業務については、受託者が当該年度の終了時に当該年度の業務実績をとりまとめ、改善策等について府と協議し、その結果を踏まえて次年度の業務を遂行していくこと。

- (1) 自然解説活動等の企画運営による普及啓発

① 業務内容

明治の森の自然環境の豊かさや生物の多様性等について、利用者が実際に体験や体感することにより理解を深めることができるよう、自然観察会やガイドウォーク等の自然解説活動や、その他多様な体験活動(例:クラフト・染物・自然マップ作り等)を行う。

② 提案事項 1

- (ア) 新たな利用者の獲得に向けた自然解説活動に関する効果的な広報の方法について、提案してください。
- (イ) 多様な利用目的に応じた活動内容（日程、テーマ、企画内容、対象年齢、利用フィールド、実施回数、時間、目標参加人数等）について、提案してください。
- (ウ) 利用者ニーズを把握し、活動内容に的確に反映させていくための方法について、提案してください。

(参考) 別紙 2 : 自然解説活動等の企画運営による普及啓発事業の実績 (平成 30、31 (令和元)、令和 2 年度)

③ 留意事項

- ・ 明治の森の保全や自然保護に取り組むボランティア団体等と連携し、相互の活動案内や情報発信により、利用者の利便に資する内容とすること。
- ・ 自然解説活動は、事前に実施計画書を作成し監督職員(8. ②参照)の承諾を得た上で、原則毎月 1 回以上実施すること。
- ・ 材料費等が必要な場合は、受注者負担又は参加者の実費負担として運営すること。
- ・ 自然解説活動等の実施にあたっては経験や知識の豊富なスタッフを原則複数名以上配置 (非常駐可) すること。

(2) 広報活動による自然公園利用等の普及啓発

① 業務内容

明治の森内の自然情報等を収集し、明治の森の魅力や季節情報、利用に関する普及啓発、各種イベント情報等を情報誌等として発行し、明治の森の利用促進、普及啓発を図る。

② 提案事項 2

- (ア) 明治の森の自然情報等を発信する情報誌の企画内容について、提案してください。ただし今回の提案は、直近の 2022 年冬及び春号の内容とします。
- (イ) 近隣博物館等関係機関や専門家・地域活動団体等との連携方法について、提案してください。
- (ウ) 効率的かつ効果的な情報誌の配布方法 (配布先・回数・部数等)、その他の新たな広報手段について、提案してください。

(参考) 別紙 3 : 広報活動による自然公園利用等の普及啓発 事業の実績
別紙 4 : 「箕面ビジターセンターだより」2021 年 4 月・5 月・6 月号
別紙 5 : 情報誌配布先

③ 留意事項

- ・ 情報誌は四季ごとを原則とし発行すること。
- ・ 情報誌基本デザインは、発注者より提供されるものを用いること。
- ・ 作成部数は、各回、A4 版冊子 (4 ページ・カラー) 2,000 部以上とすること。
- ・ 地域の活動団体と情報共有し、情報誌への活動紹介や活動案内を行うこと。
- ・ 収集した情報の掲出、配布、外部発信を行う際には、事前に趣旨・内容につ

いて、監督職員の承諾を得ること。

- ・ 紙媒体以外の方法による広報については、個人情報等の漏洩を防止する機能を必ず備えること。また、事前に主旨・内容・表現等について、監督職員の承諾を得ること。

(3) 展示室の企画運営による環境学習支援

① 業務内容

明治の森は、都市近郊にありながら約 1,100 種の植物、3,000 種の昆虫を数えるなど「自然の宝庫」である。

展示室には、野外では容易に観察できない動植物などの自然を身近に感じることでできる有効な手段として、哺乳類や鳥類の剥製や昆虫・石材等の標本、国定公園周辺地形ジオラマ等の展示及び関係資料を備え付けている。

これら展示物等の維持管理に加え、明治の森内の情報を収集し、標本・自然素材クラフト・写真パネル、動画等による季節感のある展示物を作成し、季節ごとの企画展示を行う。

② 提案事項 3

- (ア) 上記①のように多様な利用等に対応した展示企画について、提案してください。
- (イ) 標本等資料の収集方法について、提案してください。
- (ウ) 展示室の来館者数、リピーターを増やすための具体的な取組、展示内容について、提案してください。

(参考) 別紙 6 : 展示物の企画運営による学習支援

事業の実績 (平成 30、31 (令和元)、令和 2 年度)

別紙 7 : 箕面ビジターセンター展示物 参考資料

③ 留意事項

- ・ 展示室の特設展示は四季ごとを原則として実施すること。
- ・ 常設展示にかかる防虫処理等についても十分検討した計画内容とすること。
- ・ 新たに展示物を受け入れる場合は、その展示物の取り扱いについて、提供者と十分協議のうえ、監督職員に報告すること。
- ・ 展示物の入れ替えにあたって、展示室を閉鎖する期間を設ける場合は、監督職員と協議の上、閉鎖する開始日の 2 週間前にビジターセンターの掲示板等を用いて周知すること。

(4) 箕面ビジターセンターに常駐する自然解説員の配置

① 業務内容

明治の森は貴重な動植物の宝庫であり、府内唯一の公園内のビジターセンターとして、動植物の活動や季節ごとの風景などの見所について、時宜を得た情報提供を求めるニーズが高い。

このため、ビジターセンターに、豊富な専門的知識や経験を持つ自然解説員を繁忙期等、来園者の多い時期に配置し、配置の日は常駐のうえ、来園者に対して、時機を逸せず、以下の業務を的確に実施する。

- 展示物の解説や明治の森に関する自然、歴史、文化等の紹介
- 季節、時期を的確に捉えた明治の森に関する情報提供

- ハイキングルートの利用案内及び危険情報の周知
- 環境学習プログラム、森林ボランティア活動、森林浴等の多様な利用や活動に対する支援及びマナーの啓発

② 提案事項 4

- (ア) 多様な利用及び利用者ニーズに応じることができる効果的な自然解説員の配置運営計画（資格及び経歴、人数、配置日、配置時間、配置方法）について、提案してください。
- (イ) 情報獲得及び利用者への効果的な情報伝達方法も含めた自然解説員の効果的な活動内容について、提案してください。
- (ウ) 自然解説員の配置日を利用者へ周知する効果的な方法について、提案してください。
- (エ) 学校等への団体利用者への自然解説員の対応について、提案してください。

(参考) 別紙 8：箕面ビジターセンターに常駐する自然解説員の配置 事業の実績

③ 留意事項

- ・ 配置日は、毎土日祝を必須とし、それ以外の平日は各年度で下記表を満たす日数以上配置し、人員はそれぞれ 1 人以上配置する計画とすること。なお、ビジターセンターの休館日を除く。

配置月	土日祝	平日	配置日数計
R3.10 月～R4.3 月	56 日	26 日	82 日
R4. 4 月～R5.3 月	116 日	52 日	168 日
R5. 4 月～R6.3 月	117 日	52 日	169 日
R6. 4 月～R6.9 月	59 日	26 日	85 日
合計	348 日	156 日	504 日

- ・ 箕面ビジターセンターの休館日は毎週火曜日（火曜日が祝日（「国民の休日に関する法律」に定める国民の祝日をいう。）に当たる場合はその翌平日）及び 12 月 29 日から 1 月 4 日とする。
- ・ 配置時間は、原則午前 10 時から午後 3 時 45 分とする（休憩時間 45 分を含む）。
- ・ ただし、プログラムの都合や、来館者対応等やむを得ない場合は変更できる。
- ・ 自然解説員の従事者名簿及び従事計画書を毎月作成し、監督職員に提出すること。

8. その他

① 受注者の業務責任者

- ・ 受注者はこの業務の履行に係る業務責任者及び主任自然観察員（兼務可とする）を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届け出なければならない。
- ・ 当該業務責任者等を変更した場合も、同様とする。

② 大阪府の監督職員

- ・ 北部農と緑の総合事務所長は、この契約の履行に関し、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知する。当該監督職員を変更した場合も、同様とする。
 - ・ 監督職員は、前項に定める職務のほか、次に掲げる権限を行う。
 - (ア) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
 - (イ) 契約書の内容に関する受注者の質問に対する回答
 - (ウ) 業務の処理状況の確認及び履行の確認
- ③ 業務計画
- ・ 契約締結後速やかに、業務計画書及び業務工程表を提出し、監督職員の承認を得ること。
 - ・ 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関連するものについて監督職員の承認を得ること。
- ④ 業務管理
- ・ 業務に起因する事故、苦情等は、受注者の責任において解決するとともに速やかに監督職員に報告すること。
 - ・ 業務中、過失等により業務現場内外の工作物等の損傷、破損があった場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任負担において復旧すること。
- ⑤ 成果品
- ・ 業務実施に関する成果品は次のとおりとする。
 - ・ 提出書類（様式不問）：業務報告書、業務月報（日報でも可）、作成資料、参加者配布資料、業務実施状況写真
 - ・ 提出部数：各1部
- ⑥ 安全対策
- ・ ボランティアスタッフを業務に従事させる際には、受注者負担によりボランティア保険に加入すること。
 - ・ 自然観察会等の野外開催行事参加者には、参加者実費負担（受注者負担とすることも可）によりレクリエーション保険に加入すること。なお、被保険者に大阪府も含めること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策
- ・ 業務の実施にあたり、受注者は新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策を徹底することとし、それに要する費用については受注者負担とすること。
- ⑧ その他
- ・ 本業務を実施するにあたっては、別途発注する箕面ビジターセンター受付等業務の受注者と綿密な連携を図ること。
 - ・ 業務で知り得た個人情報については、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に取扱い、契約書記載の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - ・ 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、監督職員と協議の上、解決を図ること。
 - ・ 業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対して、再委託し、又は請け負わせてはならない。また、一部業務の再委託を行う場合には、あらかじめ書面

- により府の承諾を得ること。
- ・ 委託費により受注者が購入・作成した物品は発注者に帰属するものとし、購入する物品については、書面により発注者に届け出ること。
また、契約期間終了時、委託費以外で受注者が購入した物品については受注者が責任をもって撤去すること。